



『アメリカ資本主義批判』(1923) T.ヴェブレン著・橋本勝彦訳(1940)

*は岡崎

第1章 序論



1 「不在所有制(権)」問題の重大性(3PL~4L)

「文明諸国民の生活を直接に支配する主要な力」

「諸国民の抗争・対立に於ける最大問題」

「外的諸政策一般を嚮導するところのもの」

「(第1次)世界大戦は実に不在者的利害関係の抗争から勃発」(*1)

「平和も亦、斯かる利害関係の安定を目標として商議せられた」(*2)

*1 大戦前(19世紀末~20世紀初)のヨーロッパは英、仏、露、プロイセン、オーストリアが中心国で、なかでは英、露が抜きんでていた。1860年、イタリア王国成立。1871年、プロイセンがビスマルクのてによりドイツ帝国に。危機感を深めた英は1904年に英仏協商協定、1907年には露との永年の対立を解消して英露協商協定を締結し、ここに三国協商対三国同盟(1882年、ドイツ・オーストリア・イタリア)の構図が出来上がった。

*2 露(1917年、社会主義革命)、ドイツ、オーストリア帝国の崩壊。日本(1894~1895年の日露戦争に勝利)、アメリカ(1898年に対スペイン戦争勝利)の台頭。ヨーロッパの比重が低下し、アジア、アフリカで反植民地運動が盛んになった。

2 「不在所有制」問題の成長と不安の原因



(4P10L)「不在所有制が既存の秩序に於ける支配的要素にまで瞭かに成長したのは、徐々に且つ全く最近2,30年間に於てである・・・この特殊な制度が、いまや瞭かに既存の社会秩序の基礎をなし・・・不在所有制の安全と利益との保護が、アメリカ政府当局の主要関心事となっている」

(5P2L)「斯くの如く、変化しつつある諸条件の趨勢を通じて、漸次新たなる経済的諸勢力と諸階級との、新たな定置配合が成立しつつある」

(5P8L)「表現や諸原則が事実の進行に遅れて、両者との間隙が比類ないほど大きくなることは、現今の情勢に就いてみれば、何人も直ちに看取し得るであろう。然しまた他方に於いて、新たな物質的諸条件の圧倒的な力によって、必然旧来の諸原則が或る程度の調整を余儀なくされたり、また或る程度の攪乱を蒙ったりするという結果が生じて来る。従って斯かる「不断の遅行、間隙そして軋轢」は、必然新たなる秩序に於て常に問題を惹き起こし・・・法律及び慣習の体制が漸次着々と無効となり衰退して行かねばならないことは、必然的に不安という要因となって現れ・・・社会階級の心的態度に特に現れてくる」

3 「所有と支配」の問題と新たな論争の始まり



(6P2L)「所有と支配に関する古びた諸原則は、社会一般によって、再吟味せられねばならない運命に逢着しているが」「社会的再吟味の漸次的進歩の趨勢は明らかである」(6P12L)「不在所有制の正否に対する社会的審判に於いて敗者となった社会の多数者は、アメリカの法律も政治も共に不在所有者の要求に専心奉仕しているものであることを漸く理解してきた」

(7P1L)「往時極めて快適であった自然的自由という陳腐なものに対する可なりな尊敬心が、斯くの如き承認を拒んでいる」「人間のうちには、嘗て善であったものを強く

固執する傾向がある。然しこの間にも外部的諸条件の大勢は不断に進展し、それによって社会一般の日常の利害と関心は不在所有制についての多少不明確乍らも新たな論争に、またアメリカ産業に於けるその地位と価値との問題に、次第に意識的に集中している」

4 物質的利害と感情の分裂

(9P8L) 「いまや論争・対立の最高問題は単なる所有権に非ずして不在所有権を巡るものとなっている」「論争対立の最高課題は、所得分配に於ける公平の問題でなくして、生産的産業に対する全面的並びに細部的な不在者管理の適否得失の問題に就いてである。但しこれは道徳の急激な変動に因るものではない」

(10P4L) 「物質的環境に於て人間の関心を惹いて止まない問題は、生産物の処分に関する問題よりも、寧ろ生産的活動に如何に人間が参加するかの問題である。これはアメリカの産業的資源、労働力並びに生産設備の有効利用の問題に帰着する」

(10P8L) 「そしていまや、不在所有者の事業的利益と社会一般の物質的利益との間には、可なり大なる不一致が見出される」。

第2章 ヨオロッパ諸国及びアメリカの国民的発展（王朝国家より民主主義的共和国へ）

1 不在所有制の合法性、道徳的正義、定義

(11P4L) 「不在所有制は慣習法のうちに全く確然と基礎づけられており、文明人の道徳感のうちに深く染み亘っている」

(12P11L) 「不在的所有は、いま猶、総てのアメリカ人の偶像的理想であると断言しても過言ではなからう。全くアメリカ国民の市民的道徳のうちの最主要なるものは、その牢固たる貪欲に他ならないのであって・・・彼らを駆って各自の資産を築くために、更に既得の資産を間断なく、増殖する為に努力せしめるところのものである」

(13P2L) 「資産とはその所有者が、他人の助力を必要とすることなく、自分一人で利用し得る以上のものの所有を常に意味しており、そしてまたこれが不在所有に就いての便宜的な定義でもある」(*3)

*3 「企業者は、新しい企業結合によって生産の経済を実現し、また産業能率を増進する機会を見出すだけでは十分でない・・・企業者を動かす動機は、金銭的動機であり・・・かれの努力の目標は・・・かれに大きな企業力の支配権をあたえ、またできるだけ大きな利得をもたらすような所有関係の状況の下に、それをつくり出すことである。求められる究極の目標は、産業的な効果性ではなく所有権の増大である」(ヴェブレン『企業の理論』第3章・営利企業)

2 近代的所産としての不在所有制

(13P12L) 「文明諸国に於て不在所有制を保護する法律と慣習との既存秩序は、大体近代的所産であって・・・その作用を可能ならしめるところの組織的支配の形体は即ち民族の政治的な自決的な団体即ち国家に他ならない」

(15P14L) 「特にアメリカに就いて云えば、不在所有の法律と道徳とが所詮不易の効力なるものを持つに至ったのは、1776年か或いは1787年・・・以降のことに過ぎない」

(16P2L) 「他方産業組織・・・は、第20世紀の所産であり、・・・不易なものではなく、事実は正にこの反対である。近代人は彼等の産業的諸関係を支配している諸原則の持つ不変的古代性と安定性を誇り、讚美する共に、他方に於てこれらの諸原則の下で

彼等の行動を条件づけている産業技術の中断なき変化、而もその加速度的変化を誇り、讚美するのである。然し前進的に変化しつつある諸条件の下で強制的に施行せられる行為の不易的諸原則は終いには必然的に混乱に陥らねばならないものであろう」

(16P13L)「習熟の所産である如何なる法律及び慣習体系も、それは中断なき変化を蒙り、その基本的諸原理さへもが変化を免れ得ないものであることは常に事実でありまた当然のことである」

(19P15L)「法律及び慣習の既存の秩序なるものは、常に或る程度時代後れなものとなっている」

(21P1L)「既往に於て一般に承認せられていた法律及び道德の形式の修正なるものは、総て偶然の流動であり、また偶然的習熟(強制せられた進動 趨性 動物的行為)の成果であることが明白に理解せらるるであらう」

(21P4L)「近代に於ける民族主義の発達と不在所有の権利の増大とに就ても事実、以上のことはあてはまる」

3 中世から近世にかけてのヨーロッパに於ける市民的・政治的諸制度の変化(21P6L~とアメリカの状況

(23P8L)「近代の法律及び慣習のうちで当今の所有と産業との諸問題に関する限りに於て是非共考究しなければ2つの重要な項目がある。それは自然権の体系と国民的完成への進展とである」(以下の前半部は、ヨーロッパ諸王朝による重商主義的・帝国主義的政策 下での民族的民主主義国家の発展について記述している)

(34P7L~)「アメリカ国民は、その資源の存在によって彼等が占めている特等?的地位に基づいて、幾分独特の習熟過程の下に置かれてきた。即ち彼等は最初からその莫大な資源を占拠し、飽くまでもこれを維持し、且つこれを売買することから得るべき不労所得の競争的追求に専心従事してきたのである。従って中断なき習熟によって貪欲と狡猾とが、節約と自助という立派なカムフラージュの下に、第1級の市民道德としてアメリカ国民の常識のうちに深く根を下ろしている」(*4)(*5)

*4 アメリカ合衆国憲法(政府より個人や私有財産権を優先させた)は、イギリス市民革命期の政治、経済思想を反映したものであった(別添C A Beard・M R Beard『アメリカ精神の歴史』1942、第7章「個人主義のアメリカへの侵入と悲観主義」参照)。

*5 ロック的自然観(自然状態では利己心が人間を突き動かしている)とルソー的自然観(利己心は、文明社会の人間が個人的理性によって自分だけの利得に走るところに露骨に現れる)。「財産に関するロックの定義はわれわれの気質に合っていたし、いまでもそうである。しかしこの定義に対するルソーの批判は、ここアメリカではほとんど何の感銘も呼ばなかった。われわれの制度に責任があるのはロックの教えであって、この考えは、私有財産と自由市場にわれわれが熱中するのを正当化し、われわれに権利の感覚を与える。一方、人生とは何なのか、どのようにわれわれの傷を癒したらよいか、こうした点に関する最も優勢な見解の背後には、ルソーの教えがある。明快で実証的、有能で現実的な経済学者は、ロック主義者である。深遠で思いつめた、陰気な精神分析医は、ルソー主義者である。原理的に彼らの立場は両立不可能であるが、気楽なアメリカは彼らに<妥協策>を提供する。経済学者はわれわれに金儲けの方法を教え、精神科医はこの金を使う場所を提供してくれる、というわけだ」(A Bloom『アメリカン・マインドの終焉』1987、「二つの革命と二つの自然状態」)

(35P14L) 「アメリカの商業的急業政策即ち重商主義政策の邪悪な発展、成熟の時代と程度は、この国に於ける不在所有の興隆と制覇の時代と程度に一致しているということと、斯くの如き政策からの利得は、一般国民を犠牲として常に不在所有者の或るものの懐に転がり込むものである」

(37P11L) 「民主主義的アメリカに於いて、その全社会の僅か1パーセントの人々によって掌握せられている絶大なる権利」